

## 令和3年度第1回食の安全安心と食育審議会

開催日：令和3年7月7日10:00～（WEB開催）

※議事録作成にあたり、発言内容をそのまま文字に起こしておりますのでご了承ください。

### 【源田生活衛生課長】

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回食の安全安心と食育審議会を開催いたします。開会にあたりまして、県健康福祉部の藪本部長よりご挨拶申し上げます。

### 【藪本健康福祉部長】

皆さんおはようございます。兵庫県の藪本でございます。本日は、食の安全安心と食育審議会の委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中本年度第1回目の審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃から県行政の推進につきましていろいろお世話になっておりますことにつきまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。さて、新型コロナですけれども、本県では3回目の緊急事態宣言に引き続きまして、来週の日曜日今月11日まで、まん延防止区域に指定されております。この取扱いにつきましては、現在国において検討がなされておりますが、明日にも結論が出ると聞いております。現状としまして、病床利用率など医療体制の面では逼迫感は解消されましたが、5月の下旬から減少傾向が続いておりました感染者につきましては、ここに来てやや上昇傾向となっております。また、東京始め首都圏の感染状況でございますとか、デルタ株といわれている変異ウイルス、また、ワクチン供給量の減少など懸念事項も多く、県といたしましては、次の波に備えてしっかりと対応していきたいと考えております。今後の県としての対策につきましても、明日本部会議を開きましてお酒の取り扱い、飲食店の取り扱いなど決定したいと考えているところでございます。さて、審議会でございますけれども、後程事務局のほうから説明があるかとは思いますが、県では、食の安全安心、食育、この2つを一体的に、実施するために平成18年に全国的にもユニークな食の安全安心と食育に関する条例を制定し、そして、本審議会で皆さんからご意見いただきまして、食の安全安心、そして、食育、それぞれにつきまして、5年を計画期間とします推進計画を策定いたしまして、これに基づきまして、このような施策を総合的、計画的に、推進しておるところでございます。平成29年度から令和3年度までを計画期間といたします、現在の第3次の推進計画につきましては、私も当時、担当局長として策定に携わりましたけれども、今年度が最終年度の5年目を迎えます。ということで、今の計画を検証・総括して、次の策定作業を進めることとしております。食の安全安心に関しましては、HACCPによる衛生管理の制度化などを含む改正食品衛生法がこの6月から完全施行されております。また、食育に関しましては、食品ロスでありますとか、過剰包装の削減など、食の循環、環境を意識した取り組みが求められるなど、この5年間で食を取り巻く環境が大きく変化しております、これらに的確に対応していく必要があると考えております。本日は次第にございますように、今の計画の昨年度の実績と今年度の取組内容、そして次の計画の骨子案につきましてご説明させていただきます、皆様方に限られた時間でございますけれども、それぞれの立場から、忌憚のないご意見をちょうだいしたいと考えておりますのでどうぞよろしく申し上げます。簡単ではございますけれども、県からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

#### 【源田生活衛生課長】

ありがとうございました。本日の審議会ですけれども、委員総数16名のところを15名の方に、出席参加いただいておりますので、審議会規則第6条第2項の規定によりまして、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。また、本審議会は原則公開を行うこととしております。本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページ等により公表させていただきますのでご了承をお願いいたします。ここで新しい委員の方をご紹介します。このたび、兵庫県生活協同組合連合会理事の颯川久美委員が退かれましたので、同理事の中野朋子委員が後任になられておりますのでご紹介いたします。なお、消費者団体連絡協議会副会長の中道千代子委員が本日欠席でございますが、代理として、常勤理事の木村利恵子様にご出席いただいております。兵庫県PTA協議会の西家幸男委員につきましては都合により欠席となっております。行政関係の出席者につきましては、先ほどご挨拶申し上げました健康福祉部長、味木健康局長、その他関係課の出席につきましては、名簿の通りとなっております。今年度は、委員の皆さんの2年任期の2年目となりますので、引き続き会長は芦田均委員、また、会長代理につきましては、三宅眞実委員をお願いいたします。食の安全安心と食育審議会規則第5条第3項により会長は会務を総理するとなっておりますので、以後の進行につきましては、芦田会長をお願いいたします。ではよろしくをお願いいたします。

#### 【芦田会長】

はい。おはようございます。皆様方聞こえておりますでしょうか。芦田でございます。先ほど藪本部長からお話ありましたように、コロナがこういう状況なのでリモート主体でこの会議を開催いたします。早く対面でできることを祈っております。それでは、次第に従って順次進めさせていただきます。まず、議事の(1)食の安全安心と食育に関する条例及び審議会について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

#### 【福永食品安全官】

生活衛生課の食品安全官をしております福永と申します。座ってご説明させていただきます。今年度から委員に就任された方もおられますので、食の安全安心と食育に関する条例と審議会について、ご説明させていただきます。県では平成18年4月に食の安全安心と食育に関する条例を施行いたしまして、食の安全安心と食育について一体的に取り組んでいるところでございます。制定された背景といたしましては、当時、食品の安全性や信頼性を揺るがす事件・事故が後を絶たず、消費者の食に対する不安や不信感がかつてないほど高まっており、平成15年に食品安全基本法が制定され、食品衛生法をはじめ、食に関する各種法令の改正が行われた結果、生産から消費に至る一連の工程に食品の安全性に配慮した体制整備が講じられてまいりました。一方、食生活の乱れや食文化の喪失に対する危機感が当時指摘されるようになり、平成17年に食育基本法が制定され、行政、事業者等の責務、国民の役割等が明確化され、一人一人が自らの食について考え、健全な食生活を実践する法政が整備されたことから、県といたしまして、食の安全安心と食育に関する政策を一体的に推進するための新たな仕組みとして、この条例を制定するに至ったわけです。条例につきましては、基本理念を定めるとともに、県及び事業者等の責務並びに市町及び県民の役割を明らかにし、食の安全安心及び食育に関する施策を総合的に計画的に推進するための基本を定めております。この食の安全安心と食育審議会につきましては、附属機関設置条例に基づく知事の附属機関でありまして、民間の専門家あるいは学識経験者等の参加を受けまして、民意を反映させること、行政の公正、慎重な執行を確保するためのものがございます。具体的な役割は主に知事の諮問に応じて食の安全安心推進計画及び食育推進計画の決定または変更に関すること、調査審議していただくことで

ございます。本年度は本日を含め、審議会を2回、食の安全安心推進部会、食育推進部会の部会を各2回ずつ開催する予定としております。よろしくお願いいたします。以上です。

【芦田会長】

はい。ありがとうございます。そのまま続けて議事(2)①食の安全安心推進計画(第3次)を踏まえた令和2年度の実績と令和3年度の取組について事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【福永食品安全官】

はい。それでは引き続きご説明いたします。A3の資料1をご覧くださいませでしょうか。食の安全安心推進計画(第3次)を踏まえた令和3年度の取組についてご説明させていただきます。まず、計画期間は5年で、第3次計画は今年度が最終年度ということになります。左側の現状をご覧ください。現状につきましては、ノロウイルスやO157という大規模な食中毒事件であれば、原因施設が複数の自治体にまたがる広域的な食中毒事件、あるいは高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が発生するなど、様々な食の安全安心を揺るがす事件というものが発生しているところでございます。また改正された食品衛生法が6月1日から完全施行され、HACCPに沿った衛生管理の制度化、新たな営業許可制度及び営業届出制度、食品リコール情報の報告制度など事業者が対応していかなければならないこと、我々食品衛生監視員によるHACCPの導入支援や、新たな制度に対する周知等がございませぬ。さらに、食の安全安心情報モニターアンケートでは約93%の人が食品の安全性に何らかの不安を感じていることから、正しい知識の普及や、適切な情報発信というものが必要であります。そこで、これらを踏まえた重点課題として、危機管理事案発生防止と発生時の適切な対応、食品関係事業者のコンプライアンスの徹底、県民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの推進、この四つを設定いたしまして、これら重点課題に対応するため、資料、右側の薄い網掛け記載の、柱1の食品の安全性の確保、柱2の食品を介した健康被害の拡大防止、柱3の食への信頼確保、この3本の柱のもと、17施策について、47の個別事業を展開しているところでございませぬ。次に、左側の令和2年度末時点の、取組をご覧ください。施策の実施状況を評価・検証するため、①から⑯の指標、目標値を設定しております。取組の評価といたしましては、計画期間4年が経過し、全体としては、概ね目標値の達成に向けて順調に進んでいるところでございませぬ。網掛けした部分が令和2年度の目標値を達成している項目になります。目標値に届かなかった項目につきましては、②環境創造型農業の生産面積につきましては、推奨ブランドや安心ブランド及び新規申請による増加がございましたが、未更新や廃止などにより、面積が減少したところでございませぬ。次に、⑤食肉センター及び大規模食鳥処理場におけるHACCP導入率におきましては、3月末までには達成できませんでしたが、5月末までにはすべて導入済みとなっております。また、⑦年間目標食品検査実施検体数の達成率と⑨の食品衛生責任者養成講習会の受講者数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、検査や講習会等を縮小・中止したことにより、目標に届きませんでした。次に、⑧県版HACCP認定及び、国HACCP承認件数では、県版HACCPにつきましては、新規で4件認定いたしましたが、その民間認証への移行や国の制度廃止に伴い減少しております。しかしながら、認定・承認件数の累計につきましては、目標値を達成しているところでございませぬ。次に、⑬農林水産物の安全性確保に資する開発技術数につきましては、令和2年度では、達成することはできませんでしたが、今年度は目標達成ができる見込みであるということです。次に、資料右側、令和3年度の主な取組については柱1から柱3の17の施策に基づいて取り組みます47の個別事業のうち主な事業について記載させていただいております。今年度新たに取り組む事業については、まず柱1の1、食品

衛生法改正内容の周知と HACCP に沿った衛生管理の導入支援では、特に、小規模事業者向けの HACCP 導入講習会と昨年度末に作成しました動画を活用した法改正の周知を行うとともに、次に、2 食肉センター等における HACCP に基づく衛生管理状況の検証を実施します。また、柱 3 の 4、ひょうご食品認証制度の推進では、新ロゴマークを活用した PR 事業を新たに組み合わせることとしております。では、次に A 4 の資料 3 をご覧いただけますでしょうか。食の安全安心及び食育推進計画を踏まえた取組状況についてご説明して参ります。これにつきましては関係各課が実施しました取り組みのうち、主なものをまずご紹介させていただきます。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により予定通り実施できなかった事業もございますが、そのうちの一つには、まず、1 ページの (1) ア農薬適正使用の推進の農薬安全使用技術講習会につきましては、3 地区での開催をすべて中止し、代替として受講申込者約 600 名の方に講習会資料の送付や資料を掲載した県のホームページを案内するなど、適正使用の周知を図りました。次に、イ農薬等検査システムの充実の「ひょうごの農産物検査システム」による、残留農薬検査は 508 点の農産物の検査を実施し、基準値の超過はございませんでした。次に、2 ページをご覧ください。下段の (2) 安全安心な畜産物の生産の推進イ家畜伝染病予防対策の実施では、鳥インフルエンザの検査を実施した 39 農場では異常は認められませんでした。昨年 11 月、県内の養鶏場で初めて高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、昨年冬は 3 年ぶりに全国各地 18 県で 52 事例発生し、1 つのシーズンとしては、過去最多の 900 万羽以上の食鳥が防疫指針に基づき殺処分されているところでございます。さらに野鳥関係では 18 道県で 58 事例が確認されているところです。次に 3 ページ (3) 安全安心な水産物の生産の推進の貝毒検査実施回数をご覧ください。貝毒はこれまでもこの審議会等でご説明してきましたとおり、毒化の原因は有毒プランクトンが増加することによります。昨年度は 185 回の検査を実施しました。貝毒対策につきましては、県貝毒安全対策連絡協議会の構成員の皆様と連携して、出荷、自主規制等の措置を迅速に講じますとともに、検査結果を速やかに公表した結果、貝毒を原因とする食中毒等の発生はございませんでした。続きまして 4 ページ (5)、食品営業施設等への監視指導の推進です。これは飲食店や食品の製造施設など、営業許可施設の衛生管理状況を点検するため毎年度策定します監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が全て立ち入り、監視指導を行うものです。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、25,227 に対しまして、28,351 施設の監視指導を実施しました。次に 5 ページ、上段の (6) 食品検査の充実・強化の食品の規格試験等安全対策の実施においては、検査実施検体数の達成率におきましてやはり新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、計画通り実施ができませんでしたが、717 検体の検査を実施しました。結果につきましては、食品衛生法に基づく規格基準等の違反は認められませんでした。次に、6 ページをご覧ください。(8) 食品営業施設等における自主衛生管理の促進食品衛生責任者養成講習会につきましては、やはりこれもコロナの影響により昨年 5 月までは中止しましたが、感染防止対策等を徹底いたしまして、県下 10 カ所で 31 回開催し、1,237 名の方が受講されたということです。続きまして、その下 (9) 食中毒の未然防止対策の推進です。7 ページをご覧ください。昨年度は、指標としていまま学校給食、大量調理施設、家庭における自然毒による食中毒事件の発生はございませんでした。昨年度の県内保健所設置市を含めた食中毒発生件数は、やはり新型コロナウイルス感染症の影響があったかと思いますが、11 件と例年と比較しまして、約 4 分の 1 の発生件数で、全国の発生件数も 887 件と例年より約 2 割減となっています。また、学校給食衛生管理推進研修会の開催状況につきましては、これもコロナの影響により、地区別の研修会を全て中止し、その代替としまして、8 月末に神戸市内で 71 名の栄養士を含む参加者に対しまして研修会を実施するとともに、参加者が各職場で調理等関係者に対しまして、復命講習を行い周知を図った

ところでございます。10 ページをご覧ください。下段の（3）リスクコミュニケーションの普及推進です。次のページに食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進では、やはりこれもコロナの影響によりまして、食の安全安心出前講座は、見合わせや中止が多くなりました。例年であれば約 200 回、10,000 人程度の方に受講していただいておりますが、昨年度は 68 回、1,553 名の方に受講していただきました。また、中段に記載しております。食の安全安心にかかる講演会等の開催については、これまでの開催方法を変更しまして少人数で回数を増やし、計 73 回開催いたしました。さらにウの地域における食の安全安心フェアの開催につきましては、やはりコロナの影響により、全ての地区で開催を中止しておりますが、今年度につきましては、会場を限定して規模も考慮して開催する方向で現在調整しております。時間の関係で早口でかいつまんだ説明になりましたが、食の安全安心につきましては以上でございます。

**【芦田会長】**

ありがとうございました。コロナの影響で、いろんなところでひずみが生じているというのは、致し方ないことだと思いますけれども。それでは委員の皆様方、ただいま事務局から説明がありました内容につきまして、ご質問やご意見をいただきたいと思っております。挙手ボタンをクリックしていただいたら発言いただければ挙手をさげていただくという形でいきたいと思っております。私の方で全体フォローできない時は事務局の方で挙手があったらお知らせください。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。はい、三宅先生よろしく申し上げます。

**【三宅委員】**

食中毒関係で教えていただきたいところがあるんですけども、厚生労働省の食中毒の統計を見てみますと、兵庫県で、この報告では 10 件あがってまして後 2 件が事業所の給食施設でノロウイルス、ウエルシュ菌、患者数がそれぞれ 30、80 ぐらい出ている。今の説明の中での食中毒については、例えば大量調理施設に原因とするという指標との関係はどうなっているのでしょうか。

**【福永食品安全官】**

はい。この大量調理施設の定義がございまして 1 回 350 食、あるいは 1 日 700 食以上を調理、提供する施設を大量調理施設と定義しております。今回食中毒が発生いたしました 2 施設、1 施設は老健施設、もう一つは同じ丹波地域ですが福祉施設、2 施設ですけれども、給食提供数が定義よりも少なかったのが大量調理施設に入っておりません。そういうことで報告させていただきます。

**【三宅委員】**

はい、わかりました。この辺がどうなのでしょう、この考え方っていうのは、やはり、食中毒の給食と大量調理と家庭における自然毒による食中毒というのは、典型的な指標として使っているということをごさう思いますが、0 が続くと何もないような印象があつて、ある程度ある方が現実味が増すような印象があるので、個人的には。この辺は今後もこういう形でいかれるということですか。

**【福永食品安全官】**

はい。4 次計画の指標としては現在検討中でありまして、こういう資料の示し方についてはこれまでの皆様方の意見をちょうだいしておりますので、検討中というところでございます。

**【芦田会長】**

でも事実として 0 となっているというのはちょっといただけないので、ちょっと考えていた

できればと思います。八木委員、挙手されておりますので、ご質問をよろしく申し上げます。

**【八木委員】**

質問というか、簡単なコメントになるんですけども、リスクコミュニケーションのことも含めてやっぱりコロナでなかなか十分な活動ができていなかったという流れと思うんですけども、その先について考えていただきたいんですが、やっぱり対面でできることの方がたくさんあるんですけども、リモートだからできること、リモートだから参加できるという人のがいるというのがわかった1年でもあると思います。特に今まで課題になってきたように、大学生についてもそうですけれども、若ければ若いほど抵抗ないですし、コロナだからできなかったということではなくて、今回が1つの契機になったと捉えて、新しい取り組みにつなげていくことがむしろ重要だと思うので、そこをご配慮いただければと思います。以上です。

**【芦田会長】**

コメントありがとうございます。

**【福永食品安全官】**

実際に私どもの方でもこういった取組については、何がいいのかというのは、毎日考えているところがございます。またこの後ご説明する中でも、アンケート調査を実施した中では若年層にとってはやはりリモート含めたウェブは全く抵抗がなく、リソースはここからとっているという結果も出ておりますので、その辺の年代も含めてリスクコミュニケーションのあり方については検討してまいりたいと思います。以上です。

**【芦田会長】**

はい、ありがとうございます。他に挙手されているのは柳本委員でしょうか。よろしく申し上げます。

**【柳本委員】**

柳本でございます。資料3に食の安全性の確保の中で、安全安心な農産物ということで、農業農産物への農薬使用等全体的な期待値がどんどん高まっているかと思うのですが、我が社においても加東市との取組でもち麦の栽培をしたりしているのですが、特にこのところ感じるのが、農業従事者の高齢化が進む中において、若手の人ががんばってやっていく環境作りという意味で、いろいろ話を聞くものですから、いわゆる認定農業者と言われる方がなかなか補助金の問題であるとか、いろんな環境づくりっていうのがですね、幅広い形で、営農組合との兼ね合いもあり、なかなか難しいという話を聞くものですから、端的に言えば、補助金或いは幅広いレベルの、兵庫県の中でも地域差があると聞いていますので、若い人が頑張ってやっていけるような環境づくりっていうものも、県の方でもどんどん手配をやっていただいていると思うんですが、体系の部分なんですがご配慮をいただければというふうに思いました。よろしく申し上げます。

**【芦田会長】**

事務局の方から何かご意見ありますでしょうか。

**【福永食品安全官】**

はい。農業改良課さんから何かコメントございませんでしょうか。

**【農業改良課】**

農業改良課の深山と申します。認定候補者の支援については、補助金の部分などお答えでき

ない部分もあるのですが、若い方にも農業に従事していただくところで、農薬の関係で言えば高齢の方にも営農が省力化できるような取組みを進めて行ければと考えております。

**【芦田会長】**

はい、ありがとうございます。それでは、小寺委員お願いします。

**【小寺委員】**

JA 兵庫中央会の小寺です。今柳本委員のご発言ご意見、私ども農業団体にとってある意味ではありがたく受けております。私ども農業団体自身の課題であると認識しております。これからですね、農業の担い手をいかに確保していくか、それ以上にいろいろな課題が蓄積しております。ですから煎じ詰めて言えば、いかに農業所得が確保できる仕組みを作るかということにつきると思っております、兵庫県は柳本委員もおっしゃったとおり、非常に多様な農業が各地域で展開されておりますので、なかなか均一の仕組みでは解決しがたいと思っております。兵庫県の地域特性を活かしてですね、いかに農業所得を確保できるモデルを作っていくか、我々農業団体、それから県のご支援ご指導をいただきながら進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。あと、質問させていただいてよろしいでしょうか。ちょっと細かい話になるんですが、最初にご説明いただいた資料1のですね、左上の現状のところ、3点柱を整理していただいておりますが、そのうちの1番の食の安全安心を揺るがす事故・事件ということで、3つここに提示していただいている3つ目の鳥インフルエンザと豚熱のことなんです。これは確かに食の安全安心という広い概念に含まれるかもしれないですけども、鳥インフルエンザに感染した鶏肉あるいは卵ですとか、豚熱に感染した豚肉を食品として摂取する人はまずいないという認識でして、食の安全安心を揺るがす事件・事故の中にこのことが含まれていることにやや違和感を持ちました。鳥インフルエンザや豚熱は人に感染する恐れはまずありませんし、人に対する健康被害の恐れはないと我々認識しておりますのでリスクも含めてですね、正しい情報を伝えていくことが課題であるかなと思っております。同じ現状の3つめのところで、食の安全安心に関する県民意識を高めるというところで、アンケートの結果で、不安に感じることは特にないという意見が7.3%で、つまり不安に感じる方が93%ということですので、ここからもリスクコミュニケーションをもっともっと積極的にやっていくことが課題ではないかなと認識しております、この県民意識の高まりという表現が適切なのかなと感じたところです。以上です。

**【芦田会長】**

はい、ありがとうございます。前半の質問に関して私の意見を述べさせてもらってもよろしいでしょうか。鳥インフルエンザや豚熱っていうのは、実際食することがないからそこまで影響がないというお考えかもしれませんが、やはりいわゆる畜肉の供給に関してはかなり影響を受けているという事実がありますし、こういうものがあるっていうことは、県民は認識した方がいいと思うんですね。そういう意味で、私自身はこの中に入っているもおかしくないと思っております。私も大学の方で、食の安全安心に関する講義をやってますけど、その中でもこういうこと、古くは0157他の牛肉関係の狂牛病の話なども専門の先生に話していただいて、学生にはいろいろ知識として持ってもらおうということをやっています。やっぱり県民に対してもある程度あった方がいいんじゃないかなというふうに思います。ちょっと関連することで、県の方に追加で質問なんですけど、資料3の2ページから3ページにかけて、鳥インフルエンザのことで、39農場を調べられてそこでは陰性で、去年の11月に1件、鳥インフルエンザの発生が確認されたということが記載されてるんですけども、全県でどのくらいの農場が

あって、そのうち 39 というのはどのくらいの割合かちょっと気になったので、お教えいただきたいと思います。今の小寺委員に関してと私の質問とその両方合わせて県の方からご回答お願いいたします。

#### 【福永食品安全官】

はい。まずは小寺委員のご意見に関しましては、私どもとしまして、考え方は、計画自身は関係各課、農政環境部含め幅広く連携して取り組むという中でこういうとらえ方をして記載させていただいてるところでございます。いろんなご意見は頂戴しておりますので計画の中でどういった形で表現するか検討して参りたいと思います。今、芦田委員からご質問ございました部分については、畜産課のほうからコメントさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【畜産課】

畜産課です。今お話しにあった鳥インフルエンザのモニタリング検査ですが、私たちが家畜防疫で農場とか、県下全部の農場数としては、畜産業としてやっている方は概ね 200 軒ぐらいという認識です。ペットとして飼育しているとか学校で飼育しているとかもありますのでそういうものも入れれば約 300 軒ぐらいの鶏あるいは鳥を飼っている方がいらっしゃるということで、母数は 300、畜産業でいうと 200 軒が母数となります。先ほどのモニタリングにつきましては、生業とする約 200 軒の中から抽出してということになるんですが、この 39 件は内訳が定点モニタリングが 9、評価モニタリングが 30 という内訳になっておりまして、定点モニタリングというのが 9 件、が、ここは学校とかを中心に定まった点をずっと継続的にモニタリングをするというので、毎月 1 回、1 年間ずっと行っています。残り 30 の評価モニタリングというのは、それ以外の生業としているところから抽出し、行っています。ここは毎年入れ替わりがあり、そういった形で年間 39 件ずっとやっているところでございます。

#### 【芦田会長】

わかりました。件数を増やすか、生業の部分で定点以外のところを考えた方がいいかもしれません。岩井委員お願いします。時間がないので簡単をお願いします。

#### 【岩井委員】

新型コロナウイルス感染症という今までになかったことが起こりまして、それによって食中毒発生数、県のホームページを見させていただきますと、上半期で通常平均で 587 件出ているものが、令和 2 年度は 192 件、令和 3 年度は 52 件と非常に少ない数字になっております。これは多分、飲食店等が自主休業されていたりということに影響を受けていると思うのですが、そういった環境の中でこの計画の現状あるいは令和 3 年度の取組みということに対しては、ところどころに数字や表現が出ているんですが、全体的にいろんな数字も変わってきている部分の表現があまりにも少ないのではないかと。今後の対応も例えば、食品衛生指導員の養成研修もほぼ目標回数に達しているのですが、よくやれたなと思っています。今後を考えると中止ばかりだと大事な養成ができなくなってしまうし、地域における夏場の衛生講習会はほとんどできていない。こういったことに取り組む中で、例えば日本食品衛生協会では e-ラーニングによる取組みとか、あるいは滋賀県では HACCP について県が主導してアプリを活用することによって自宅でもそういうことができるよう取り組んでいます。だからコロナで従来のことができない場合の対応、対策っていうものを令和 3 年度も取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに感じました。



**【芦田会長】**

はい、ありがとうございます。県の方、何かありますでしょうか。

**【福永食品安全官】**

はい。私ども一般社団法人兵庫県食品衛生協会さんと連携させていただいて、先ほどご意見ありました食品衛生責任者養成講習会についてもいろいろお世話になっているところがございます。今年度は日本食品衛生協会の方でもwebを介した養成講習会を実際に開催されておりますので、そういった媒体もあるということで引き続き連携しながら進めて参りたいと思います。

**【芦田会長】**

はい、ありがとうございます。それでは登里委員、手短にお願いいたします。

**【登里委員】**

資料3の5ページのHACCPについてですけれども、いずみ会でHACCPの工場を見学することもあるんですが、すごく私たち消費者にとって安全安心なところだと思うのですが、ここに書いてあるように計画あるいは実績等があるんですが、目標的なところとはどれぐらい、何%ぐらいこれでできているのかなという素人的なことかもしれませんが、教えてほしい、または書いてほしいと思います。

**【芦田会長】**

ありがとうございます。県の方、よろしくお願いいたします。

**【福永食品安全官】**

はい。認定関係の目標値では、平成29年にこの計画を策定する際には80から110ということで110件という計画値をたてて進めてきたところですが、県の制度では10工程という国の制度を補完する形でこの制度が始まっておりますので、どのぐらいの母数があるのかと言われると、難しい。そのような中で、HACCPは自主衛生管理の中の衛生管理であり、なかなか事業者が普段積極的に取り組んでいただけるとか難しい状況がこれまでございました。ただ、現在は法律上の制度化もされましたので、ステップアップする中で、そういった事業者の方がどのぐらいいらっしゃるのか把握しながら、この制度を続けていきたいと思っております。審議会等でもまた情報提供させていただきたいと考えております。以上です。

**【芦田会長】**

はい。ありがとうございます。まだおありかもしれませんが、ちょっと時間押しておりますので次に進みたいと思います。次第の(2)の②食育推進計画第3次を踏まえた令和2年度の実績と令和3年度の取組ということで、事務局からお願いします。

**【藤原参事兼健康増進課長】**

健康増進課藤原でございます。A3の資料2をご覧ください。食育推進計画第3次平成29年度から令和3年度を踏まえた令和3年度の取組ということでご説明させていただきます。基本理念といたしまして、心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域作りの実現をあげ、基本方針3つの元、計画を推進しているところがございます。重点課題として、4点挙げております。若い世代の食育力の強化、健やかな暮らし方を支援するための食育推進、食や農への理解を促進するための食育推進、食育活動の充実に向けた連携推進体制の充実、この4つの課題を解決するため、四つの柱のもと、目標を定め取組を推進しているところです。

令和2年度末時点の取組として左下の方に書いております。全体の評価検証といたしまして、推進計画期間の4年を経過し、全体として概ね目標値の達成に向けて順調に、取組が進んでいると考えています。柱ごとの評価は左下の表をご覧くださいと思います。網掛けをしているものは、新たに目標を達成した指標になっております。柱1の若い世代を中心とした健全な食生活の実践では、指標を見てもらいますと朝食を食べる人の割合として20歳代男性、30歳代男性がそれぞれ57.1%、85.7%と増加して目標を達成しました。また、子供の母親の世代である30歳代女性と19歳未満は減少しているのがわかります。逆に朝食に副菜を食べている子供の割合は、元年度30.0%から2年度は39.8%と増加し目標を達成しています。また、教職員への研修の受講率は83.6%と高いです。柱2の健やかな暮らしを支える食育活動の推進の指標におきましては、食事作りに参加する男性の割合が、79.6%と増加し、目標を達成しました。コロナ禍で、帰宅が早くなったのが理由ではないかと考えています。また、災害に備え、非常用食糧などの備蓄している世帯の割合も68.3%から89.2%と増加し、目標を達成しましたが、これもコロナが影響しているのではないかと考えています。柱3の食や農に積極的に関わる活動の推進では地元や県内でとれた農林水産物を使っている人の割合が、計画策定時より低く、66.4%となっています。また、地域の行事食郷土料理を知っている人の割合は49.3%、作ることができる人は24.1%とどちらも目標の達成に近い数値となっています。柱4の食育推進のための体制整備では、食育に関心がある人の割合が98.3%とほぼ100%となっています。また、地域と連携した食育活動に取り組む組織団体は、551から675と増加し、目標を達成しております。以上が昨年度末の指標の評価でございます。続きまして、右側の令和3年度の主な取組について令和2年度の実績も併せながら説明したいと思います。柱1の1ですが、親子deクッキングの開催です。親子を対象に天然だしの活用や野菜や魚を使って料理を作るなど食の大切さへの理解を深める教室を開催しています。昨年度は38会場の予定でしたが、コロナ禍のため実績は27会場となっております。2番、学校教育活動全体での食育を実践ということで、体育保健課で新たに高等学校での食育導入に向けまして、事例研究などを行う食育推進委員会を設置します。3番、お米で部活応援事業についてですが、これは高校生を対象にお米を食べることの大切さへの理解を深める検証を行う事業になっています。具体的には、部活動の前後におにぎりなどお米を食べて、体力づくりへの影響や効果、感想などを報告してもらう事業となっています。5ですが、子供食堂応援プロジェクトですが、今年度は、新たに子供食堂の開設費用補助上限額を増額することと、感染症対策も補助に含んでおります。具体的には、月2回以上開設するところについては、20万円から23万円の増額、月1回のところには10万円から13万円の増額となっております。柱2、1、美味しくヘルシー社食ごはん改革ですが、健康づくりチャレンジ企業等と連携して、社員食堂の生活改善や、健康栄養情報の発信を行います。県栄養士会と連携して、カロリーや栄養価の表示や計算、メニューの提案、健康づくりのための卓上メモ等の設置などを行っている事業でございます。2、フレイルハイリスク者へのアプローチ強化についてです。令和2年度は、コロナ禍で3密の会議など感染予防にも注意して、モデル市町において、フレイルプログラムの検証とオーラルフレイルの検診を実施してきました。参加された方は、バランスのよい食事やお口の体操を継続するなど、プログラムの有効性を確認することができました。また、啓発媒体として、写真の通り、カルタを作成しました。シニアにはメタボよりフレイル予防というキャッチを広めたいと思っています。また、広く県民を対象にフレイルチェック、7項目からなるものですが、実施したところ、7000人中の前期高齢者の約半数にフレイルリスクがあったという結果が出ています。今年度はフレイル予防プログラムの実践、フレイルチェックアプリを作成し普及すること、また、オーラルフレイル改善プログラムの作成と歯科医師や管理栄養士の指導に繋がる仕組みを強化する

こと、それから、筋力維持向上プログラムですが、これは、立ち上がり動作を撮影して、全身の筋肉のバランスを分析します。筋力の維持向上に適した体操を行う運動プログラムで、従来の栄養と口腔のプログラムと併せてモデル実施を行う予定としております。4の食の健康協力店の登録と普及啓発を引き続き行います。令和2年度末で8524店の登録ですが、9000店舗をベースとしています。柱3ですが、2の農業体験による楽農生活の推進では、親子を対象にお米や黒大豆づくりの体験教室を開催しています。昨年度ですが、コロナ禍ですが、計画通りにお米5回、黒豆6回の開催をしましたが、人数の制限を行いました。令和3年度も参加人数を制限して実施する予定としています。3番の魚食普及の推進ですが、魚で自分で調理できる食材として親しめるよう料理講習会の開催や、大規模小売店への対面販売促進等の活動を展開します。令和2年度は対面販売促進がコロナのためできませんでした。令和3年度は、人数制限で実施することとしています。4番、ふるさと料理講習会の開催ですが、子育て世代を対象に、日本型食生活や郷土料理を伝える教室を開催していきます。令和2年度は、20会場のうち9会場の実績になっています。柱4ですが、1ご飯・大豆・減塩を柱としたひょうご食の健康運動を展開します。食の健康運動リーダー900人が1500回の調理実習や、普及啓発を開催していこうとしています。2、食育月間10月の普及啓発ということで、食育絵手紙コンクールではコロナ禍で在宅時間を活用した食育を進めるため、主食副菜のそろったおうちごはんの大切さを伝えるメッセージとして、現在募集をしているところでございます。令和2年度は、テーマを朝食の大切さと魅力溢れる兵庫の食材を伝えるメッセージの2点で募集をいたしましたところ、2,292点の応募がございました。3、食育推進計画第4次の策定と兵庫栄養食生活実態調査を実施いたします。以上でございます。

#### 【芦田会長】

ありがとうございます。資料3にも食育の推進のところもありますので、その辺も含めまして、皆様方から今ご説明がありました内容につきましてご質問ご意見をいただきたいと思いません。いかがでしょうか。榊委員、よろしく願います。

#### 【榊委員】

先ほどご説明にありました令和2年度の事業として、フレイル対策事業をさせていただきました。令和2年度は15カ所で505名の方に参加いただいたんですけども、コロナ禍で栄養状態、口腔機能とか、お弁当食べていただいて目で見て味わって、日常の食事を評価していただくということも可能だったのが、なかなかお弁当まで一緒に食べさせていただくことができなかつたことが心残りとなっています。今年度は、フレイルの冊子であったりとかカルタも作成させていただき、地域に配布させていただき、今老人クラブや地域の方からこのカルタをみたいとか活用したいとか言う声が上がっております。栄養士会としては各圏域の皆様の中でこういうカルタであるとかフレイルの資料であるとか、ご入り用でしたら栄養士会にお声がけいただきたいのと、栄養士会からも食についてのお話、講話をさせていただくように用意しておりますので、お声がけいただければと思います。

#### 【芦田会長】

ありがとうございます。先ほど同様、挙手をしていただければありがたいのですが。はい、伊達委員よろしくおねがいます。

#### 【伊達委員】

朝食を食べる人の割合の増加というところですが、これ、30歳代の女性が減ったというのはどういう条件だったのか考えがあれば教えていただけないでしょうか。

**【藤原参事兼健康増進課長】**

ありがとうございます。30歳代の女性が減ったということとあわせて、子供ですね、児童とか20歳未満の子が減ったということとあわせて、食事を作る世代、小さな子供を持つ世代としての30歳代女性ということもありますのでその辺は課題かなと思っておりまして、これから第4次計画に向けて分析をして次の計画につなげたいというふうに考えているところで、今現在なぜかというところまでは至っていません。

**【伊達委員】**

ありがとうございます。30歳代は子育て等でいそがしい世代なので、今まで食べられてたものが食べられなくなったということについては、やはり早めに対応しておく方がよいかなと。若い人たちに対してはいろいろされていたんですけども、30代というのは今まではちゃんと食べておられた方が多かったということで力を入れていかないとダメなのかなと。子供さんのことと一緒にお母さんも同時に見ていくのがいいかもしれませんね。

**【藤原参事兼健康増進課長】**

ありがとうございます。

**【芦田会長】**

はい。私もちょっとその辺、気になりまして、指標で30代男性の方が30代女性より%が高いというというので驚きました。今、伊達委員からコメントありましたように、30歳代女性と児童生徒とはリンクしているのかもしれませんが、いずれにしても早急に分析して、具体的な案を提示してもらわないと改善はできないだろうと思いますのでよろしくお願ひします。また、部会の方でも。以上でございます。他に、ご質問ございますでしょうか。

**【岩井委員】**

資料2の令和3年度の主な取組の中の第5番目に子供食堂応援プロジェクトの実施ということで増額ということになっております。この増額について根拠、例えば向こうからの要望の金額なのか、そのような算定の根拠ということと、それからコロナで子供食堂にも行けない方々に対して拡大というのも出てきているのですが、今後そういうものに対しても取り組んでいく方向になるのか、その辺を教えていただきたい。以上です。

**【芦田会長】**

私の認識では部会の方でも子供食堂は今まで議論されてきたので、それで少し増額に至ったのかなとちょっと記憶しているんですけども、部会長の伊達先生、ご記憶ございませんか。

**【伊達委員】**

はい。子ども食堂というのはどんどん広まっているようですので認識されるようになったとは考えられるんですけども、それと、この上がった額というのは、運営する人にとっては非常に役立つレベルのものなのかどうか、お尋ねしたいと思いました。ないよりある方がいいのですが、これがどのくらい運営者にとって価値あるものなのか知りたい。兵庫県で運営されている子供食堂では1つの子ども食堂1回に何人ぐらいやっているところが多いのか教えてください。

**【藤原参事兼健康増進課長】**

担当の地域福祉課が欠席しておりまして詳しいことはわからないので、部会で検討させていただくということよろしいでしょうか。

**【芦田会長】**

はい、では部会の方で伊達部会長よろしく申し上げます。岩井委員のご質問に対してはよろしいですか。

**【岩井委員】**

最近各ボランティア団体で子供食堂からさらに進化して、子ども食堂に行けない子供たちのための宅配事業が出てきているのですが、そういったものに対しても今後対応していくのかどうか、伺いたいと思います。

**【藤原参事兼健康増進課長】**

宅食も含めて部会の方で検討していきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思えます。

**【芦田会長】**

はい。岩井委員は部会が食の安全安心の方なのでちょっと部会の方で確認いただいて、別途岩井委員宛に対応をいただければと思います。子供食堂だけじゃなくて、私のいる大学の周辺では大学生相手に夕食を提供するなどというのもテレビでもあったので、そういう宅配含めて、いろんなことが考えられるかと思えます。他ご意見ございますでしょうか。

**【柳本委員】**

柳本でございます。高校生や大学生へのアプローチというのが本当にタイムリーだと感じたのですが、30代のお話しが先ほどありましたが、当社でも食育チームから常に話が出ておりますのが30代、40代、50代の働き盛りの人へのアプローチというのをもっと、この辺の展望というのがいるのではないかと話が出るものですから、先ほどの話と同じことかと思えますが、ぜひ引き続きよろしくお話ししたいというのが1点と、もう1点、先ほどの説明の中で食育に関心がある人の割合が83%から98%にあがったというご説明がありました。実は我々食事セミナーを外部で開催していく中で食育に興味のない人がまだまだいるなど、いろんなセミナー、イベントをやれば食育に興味のある人が増えてきて、興味のある人は積極的に参加してくるのですが、全く食育に興味がない人がまだまだいるという実感のあるところで、98%というのは非常に心強くも思うのですが98%もいるのかなと思ひまして、意見として述べさせていただきました。

**【芦田会長】**

いわゆる調査対象にバイアスがかかっているのではないかというご意見やと思うんですね、確かに、私も普通の20歳以上の若者を相手にしていますが、そこまでいってとは思わないので、県の方どうですか。食育の興味のある人に対して調査しているだけではないですか。

**【柳本委員】**

この調査対象者が県民モニター調査といいまして、手挙げ方式の対象者になっています。先生おっしゃる通り、どちらかというと健康に関心が深い方、行政に関心がある方の対象というところからやはりバイアスはあると思っております。ただ、比較といたしまして計画策定時と同じ県民モニター調査でやっていて、今回も同じ調査なので、策定時から増えたということは事実と考えています。

**【芦田会長】**

これ数字が一人歩きしそうなので、ぜひ街角調査とかやってもらいたいというふうに思いま

す。街角で聞きますと本当に興味持ってくれてない人が多いなと感じることが多いものですからよろしくをお願いします。三宅委員、よろしくお願ひいたします。

#### 【三宅委員】

先ほど質問した安全安心のところでもそうなのですが、この取組状況等資料の取り扱い等にも関係するのではないかとおもいますが、結局情報公開のスタンスとしてどう扱うのかなというところがあって、これはあくまでこのような調査で兵庫県民全体を反映したものではないと前文のところに書いておく必要があったりするんですね、というようなことってあったりする。それはそうとして、今まで話を聞いていて感じたのは、これはコロナの話も含めてなんですが、やはり食育も関連しているのが、県民の行動変容をいかに起こすかというのが重要で、これは食の安全安心もそうなのですが、これからの世の中、これがものすごく大きな課題になってくると思うので、単に食の安全安心や食育を切り取るのではなく、非常に大きな共通の課題と認識して今後取り扱うべきではないかと感じました。そんな中でですね、アンケート結果のところになりますけれども、元々計画に則ってやって、それと合う合わない、実績が目標を達成しているか否かはもちろん重要だと思いますが、とって終わりだったらダメで、そのアンケートの中身を発したり、行動変容のためにはどうしたらよいかとその原因を洗い出すようなアンケートなり、それが対策としてそれを目標として挙げて、達成することが重要となるというのがあるかなと思いました。これが例えば計画がある中で、もっと柔軟に今回のように第3次やってる中で、去年コロナの状況の時にですね、やっぱりそれにプラスアルファの検討項目をどんどん入れられるような形、硬直的な内容になるのではなくて、柔軟性というのが必要ではないかというのが第3次の中で現実的にあった。だから、第4次ではそういうような形すべきだろうなど、これは多くのここに集まっている方に同意していただけたらと思うので、その辺は十分検討をしていただきたい、あるいは検討に加えていただきたい、そういうふうに感じました。

#### 【芦田会長】

はい、ありがとうございます。県の方もすぐ答えられない内容で、大きな宿題をいただいたように思います。第4次でその辺をきちんと対応していただければと思います。田中委員、どうぞよろしくをお願いします。

#### 【田中委員】

県漁連の田中です。重点課題の中で、食や農への理解を促進するための食育推進ということなんですけれども、農の中に水産業が含まれているというのは昔から言われているのですが、兵庫県は全国的に水産業の水揚げが非常に上位を占めている。全国でだいたい8番目ぐらいの水揚げ高の県なんです。海苔は全国トップクラスで、ちりめんは全国3位、カキ養殖は全国で4位ぐらいだったと思います。そういった水産県なので、「農」という一文字だけで片付けてしまわずに、できれば水産や漁業がイメージできる表現にしていただけたらなというこれはお願ひです。よろしくお願ひいたします。

#### 【芦田会長】

「農」を「農林水産」みたいな形にということですね。県の方、検討いただけますでしょうか。

#### 【藤原参事兼健康増進課長】

はい、次の計画で検討し反映できるようにしたいと思います。

## 【芦田会長】

よろしくお願いいいたします。まだご意見あろうかと思うんですが、申し訳ないんですけど次に進ませていただきます。次第（3）食の安全安心推進計画（第4次）及び食育推進計画（第4次）の骨子案についてということで、先ほどからお話にありましたように3次が本年度で終わりますので、次の分ですね、これは昨年からの議論が始まっていますけども、案を提示していただくということになります。それでは事務局の方からよろしくお願いいいたします。

## 【福永食品安全官】

はい。それでは、まず資料4を見ていただけますでしょうか。資料4には食の安全安心推進計画第4次の策定について、骨子案としてお示しさせていただいております。第4次につきましては、昨年度の部会と審議会において、計画作成の方向性をご説明させていただき、委員の皆様のご意見を頂戴してまいりました。そこでまず第4次の構成につきましては、現計画第3次を踏襲する形で第1章から第4章までの構成としたいと考えております。次に第1章には計画の基本的な考え方として食の安全安心と食育に関する条例を踏まえまして生産から消費に至る各段階における食の安全安心に関する施策を関係各課と連携しながら推進することにより、食品の安全性を確保し食品を介した健康被害拡大防止することで、食品に対する県民の信頼を確保し、もって県民が安心して食生活を営むことができるようにすることを基本理念として取り組みます。また、改正にあたりましては、食を取り巻く現状と課題を整理しまして、現計画の取組についての評価、検証を踏まえるとともにこれまでは計画に記載しておりませんでした。県が他に定めています例えば、21世紀ひょうご長期ビジョンやひょうご農林水産ビジョン2030などの計画と、さらにSDGsの理念との整合性も図りながら、令和4年度から令和8年度までの5ヵ年計画を策定する方針です。次に、第2章の食を取り巻く現状につきましては、食を取り巻く事例の中にあります5つの項目に分けて整理をしております。一つは、食糧生産、食品流通、食料消費の動向につきまして、工業統計や家計調査年報など国の統計資料などを参考に、また、消費増税や新型コロナウイルス感染症流行の影響を踏まえた消費行動、また、食品の提供や消費形態について記載しています。次に、現計画中に発生した食の安全安心をゆるがす食中毒事件や事故をまとめるとともに、食品衛生法や食品表示法等の改正内容について整理します。そして、今年5月に実施しました県民モニター調査、食の安全安心に関する県民の意識の調査結果について記載しています。ここで、参考資料の2をご覧くださいませでしょうか。これはアンケートの内容で、19問の質問をしております。ただ、この結果につきましては公表したのが一昨日ということで、皆様方に事前に送付できなかったことをここでお詫び申し上げます。後日、結果については送付させていただきたいと考えております。なお、ここで結果の概要だけご説明いたします。調査期間は、5月14日から31日までの18日間、県内在住の県民モニターに登録されました18歳以上の2,206人に対しまして、インターネットを通じて1,637人から回答を得ております。回答率は74.2%でした。その中で設問1の現在流通している食品の安全性についての認識については、安全安心と、どちらかという安全安心だと思う、この両方合わせた割合が76.1%で、その下の設問2のその理由としては、食品の安全性について法律で規制されているからを選択した方が最も多く63%でした。一方、次のページの設問、2、安全安心だと思わない理由としましては、生産者や食品関係事業者の法律遵守や衛生管理に疑問を感じる、それと、食品の規格基準や表示の基準が不十分だから、この2つを選択した方がそれぞれ約55%でございました。また、3ページの設問4食品の安全性に関する情報はどこから得ているか、では、テレビが最も多く、さらに、年代別で見ますと50代までは、インターネットで見る、60代以降は、テレビが最も多いという回答を得ております。その他、

これ以外の詳細につきましては、本日は時間の関係でご説明できませんが、来月の食の安全安心推進部会の方でご説明させていただきたいと思っております。では、資料4に戻りまして、食を取り巻く現状の中の最後は食に関する情報の判断ということで、インターネットやSNS等の普及によりまして、誰でも手軽に入手或いは発信することができるこの状況を踏まえて、取り組まなければならないことについて記載していきたいと考えております。次に、これらの現状を踏まえまして第4次の課題につきましては、表現及び順番の並び替えはしておりますが、現計画と同様に一つ目は、食品等事業者のHACCPによる自主衛生管理を推進すること、二つ目は、食品等事業者のコンプライアンスを徹底すること、三つ目は危機管理体制により充実・強化させていくこと、四つ目は、県民、事業者、行政が連携してリスクコミュニケーションを推進することとしております。次に、この課題に対して取り組む基本方針を第3章として現計画と同様に、3本の柱を立てます。柱1は食品の安全性の確保、柱2は食品を介した健康被害の拡大防止、柱3は食への信頼確保として施策を展開したいと考えております。次に第4章にはそれぞれ関係各課の施策、取組について記載してまいります。ここで、この資料4の3ページを見ていただけますでしょうか。この一覧は左側に現計画の第3次、右側に第4次の各施策を比較した一覧表となります。第4次の主な変更点については、下線を引いておりますが、まず柱1食品の安全性の確保では、現計画でも施策展開の一覧表には記載しておりましたが、取組段階をわかりやすくするために施策の1から3は、生産段階の農畜産物の安全性確保として、4から8は製造から販売段階での食品の安全性の確保、そして、9と10は総合的な食品の安全性確保に区分してまいります。また、各施策個別事業について説明してまいりますと、まず1安全安心な農産物の生産の推進では、(3)GAPの取組推進を追加します。次に、4食肉の安全性確保の推進では、(2)食肉センター及び大規模食鳥処理場にHACCPが導入されましたので、今後は、HACCPに基づく衛生管理の検証を実施することを追加します。次に、6食品の適正表示に関する監視指導の徹底につきましては、第3次では、柱3の食への信頼確保に位置付けておりましたが、この事業は製造から販売段階で実施する事業でございますので、柱1に異動しさらに(3)で食物アレルギー対策の推進を追加いたします。次に、8HACCPに沿った衛生管理の推進につきましては、食品衛生法の改正に伴い、第3次で取り組んでおりました7HACCPの考え方に基づく衛生管理の推進と8食品関係事業者による自主衛生管理の促進を統合しまして、HACCPに沿った衛生管理の推進に変えてまいります。また、HACCPの制度化を踏まえまして、(2)HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進を追加します。次のページの柱2食品を介した健康被害の拡大防止につきましては、第3次で標記しておりました11の健康危機管理体制の構築による健康被害拡大防止について、体制につきましては構築されてきましたので、さらに、この体制の充実強化していく必要があるということで、健康危機管理体制の充実・強化と変更し、危機管理の前に健康を追記しております。また13食の安全安心に関する情報発信の充実・強化の(1)も健康を追記し、健康危機管理事案発生時の迅速な情報発信に変更しております。次に、柱3の食への信頼確保、15リスクコミュニケーションの普及推進では、食育と一体的な取り組みが必要であることから、(4)食品の安全に関する食育の推進を追加しております。骨子案としては以上となりますが、本日は皆様のお手元に参考資料1に食の安全安心推進計画第4次の素案を配付させていただいております。現時点ではございますが、来月の推進部会では、さらに内容を充実させてご説明させていただきますのでよろしく申し上げます。以上です。

#### 【芦田会長】

はい。ありがとうございます。続けて食育側お願いいたします。



## 【藤原参事兼健康増進課長】

続きまして食育推進計画についてご説明いたします。まず資料5-2を見ていただけますでしょうか。4次に向けて今までの計画について基本方針、重点課題、成果と課題の推移を一覧に表しておりますので、ご確認いただけたらと思います。基本方針を見てみますと、1すべての県民の食育活動、2食の環境整備、3ひょうごの特徴や兵庫らしさということで、すべての計画で共通しているのがわかるかと思えます。第4次の案といたしまして、一つ目にすべての県民がさらに食育活動を進める、二つ目に、すべての関係者で持続可能な食環境整備を図る、三つ目にひょうごらしさを活かした食育を進めるというふうに案としてあげています。ここで二つ目のことなんですけれども、国の食育推進計画におきましてもSDGsの考え方を進めることになっておりますので、県の計画においても、SDGs進めていきたいというふうに考えてあげたものでございます。また重点課題につきましては、第3次計画の成果と課題を踏まえて、4次計画の重点課題をご覧のように、12、3、4としております。それでは、3次計画の進捗状況を踏まえて、第4次計画の作成に向けて、部会で協議をすることとしています。次に資料5-1をご覧ください。まず6ページをご覧ください。計画の骨子案を表しています。はじめにということで、現状につきまして、以下に書かれているようなことを記載したいと思っております。一つ目の○ですが、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が引き続き課題であること、二つ目、伝統的な食文化が失われることが危惧されること、ひとつ飛ばしまして四つ目、食品ロスが発生するという、ひとつ飛ばしまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は行動、意識、価値観まで波及していること、在宅時間が増加していること、その下、デジタルツールやオンラインを活用した食育を検討する必要がある、これらのことを、現状と位置づけまして計画を立てていきたいというふうに考えています。基本的な方針は先ほど資料5-2で説明した通りでございます。基本理念につきましては、第3次と同様で、心身の健康増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくりの実現をあげています。また、キャッチフレーズを付けているんですけれども、第4次計画では「食で育む元気なひょうご、実践の輪を広げよう」と考えています。ちなみに、第3次のキャッチフレーズは「食で育む元気なひょうご、プラスワンの食育実践」でございました。次に、今後計画を策定していく上で、協議の論点についてご説明いたします。資料5-1の1ページをご覧ください。第3次計画の柱の四つ、のそれぞれにおきまして、協議していく論点をあげています。まず一つ目ですけれども、柱1、先ほどもご意見いただきました、朝食を食べる人の割合のところ、30代の女性と児童等の数値が減少しているということです。主な論点のところにお伝えしていますが、子供の朝食摂取率が低減しているのはなぜか、30歳代女性の朝食摂取率をあげるためにはどうしたらよいか。また、親世代の朝食を食べない習慣が、朝食を食べない家庭環境に影響している可能性があることも考えられるか。また、生活圏の拡大や行動の多様化等により、生活リズムが乱れやすい環境にある若い世代に対して、食品や情報へのアクセス改善をどう工夫して進めるかなどの論点を考えています。2ページをご覧ください。学校や保育所等における食育の推進の中での論点ですけれども、まず、給食施設、学校や児童福祉施設において把握の割合増加について、学校におきましては、すでに肥満ややせの状況は把握しているというところから、学校の記載を外してはどうか。また、児童福祉施設における食育計画の作成と実践状況としてはどうかというふうに考えております。また、教職員の研修受講率が目標達成している、こちらの指標を食に関する校内研修の実施率に変更してはどうか。それから、学校給食での地場産品の一層の活用と家庭・地域と連携した食育活動を進めるため、学校給食を活用し、地場産品について指導している小中学校の増加を指標としてはどうかと考えております。3ページをご覧ください。柱2の指標に関する論点でございます。主な論点のところをご覧ください。主食主菜副菜

を組み合わせた食事が入手しやすい環境づくりや、食事バランスガイドや、日本型食生活のさらなる普及啓発をどう工夫して進めていけばよいか。また、子供食堂や高齢者の通いの場など、地域における様々な供食の場づくりを指標とするのはどうか、というような論点を考えています。（２）食品表示への理解促進、リスクコミュニケーションの普及ですが、第３次計画では関連する目標値がなかったので、新たな指標を作ってはどうかと考えています。その指標の案としまして、食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する人を増やすことを指標とするのはどうか。また、この指標については、食育推進のための体制整備に移動してはどうかと考えています。（３）災害時の食の備えの普及の論点につきましては、備蓄日数や家族構成、家族の健康状態に応じた備蓄の種類や数量を準備するなど指標の内容を変更してはどうか。と考えています。４ページをご覧ください。柱３食や農の積極的に関わる活動の推進ですが、（１）消費者と生産者が支え合う地産地消の推進ですが、こちらの論点につきましては、県内農林水産物の購入機会の拡大、認証制度の周知と取得への誘導をどう工夫していくか。新たな指標としまして、食品ロス削減への指標、環境に配慮した農林水産物、食品を選ぶ県民を増やしてはどうかということを考えています。（２）食と農への積極的な関わりの推進の論点ですが楽農生活交流人口の増加に取り組むため、農林漁業体験の機会を提供する生産者等の情報発信をどう工夫するかということを考えています。（３）地域色豊かな食文化の継承と創造の主な論点につきましては、様々な場面で、行事食や郷土料理を食べることを促す指標をつけてはどうか。食文化を保護・継承していくためのデータベースの構築や、子供や子育て世代に和食文化の普及活動を行う中核的な人材を継続的に育成してはどうかということを考えています。最後に５ページですが、柱４の体制整備でございます。主な論点としまして、さらに食育活動の実践者をふやすため新しい生活様式の中でも、具体的な実践や活動方法を提示するなど継続的な食育推進計画をどのように工夫していくか。新しい生活様式やデジタル化に対応した食育の推進として、新たにデジタル技術を活用したと食育活動に取り組む組織・団体を増やすという指標を考えてはどうか。ということを考えております。以上でございます。

**【芦田会長】**

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から４次計画の骨子に関していろいろ説明がありましたが、皆様方からこの件に関して、ご質問ご意見ございますでしょうか。また、挙手機能使ってお知らせいただければと思います。伊達委員。どうぞ。

**【伊達委員】**

今資料 5-1 ですが、２ページの説明で主な論点で、指標として就学前の子供に対する食育の指標として、児童福祉施設における食育計画の作成と実践状況という記載がありましたが、この児童福祉施設というのは具体的にどこで決めるのでしょうか。保育所とか、

**【藤原参事兼健康増進課長】**

今のところ、保育所と認定こども園を考えています。

**【伊達委員】**

はい。そこが数としては多いですね。この計画策定をするということについては多くの今まで保育所とかで調査したような時には栄養士や園長先生が食育に非常に子供のために力を入れてというところもあるんですけど、全くそういうこと関係ない保育所も多いですので、いったいどういう形で何施設ぐらいするとか、どういう風にしたらいいと今お考えでしょうか。

### 【健康増進課】

健康増進課の諸岡です。ご質問ありがとうございます。実際に児童福祉施設つまり保育所、認定こども園等で管理栄養士や栄養士が配置をされている施設がおおよそ半数の5割というふうなところにあがっています。実際に保育所自体の母数っていうのは、1,000近くはあるわけですけども、この自治体の把握といたしましては、毎年10月に給食施設の栄養管理報告書といったものを提出いただいている中に、食育推進計画の策定であったりとか、実際に園で実施をしている食育活動内容などを把握しているというベースもございますので、一度こちらの方数値として精査をいたしまして、今後それをさらに数値を上げるというふうなそういう取組をしてみたいと思っております。では今まである程度把握が可能という状態になっているということですね。

### 【芦田会長】

よろしいですか。次は小寺委員お願いします。

### 【小寺委員】

先ほど三宅先生から県民の行動変容というお話をいただいて、表現は違うんですけど、今後食の安全安心推進計画、食育計画というのが、県民運動の（音声不明瞭）という位置づけなのかなと受け止めております。今回、4次計画の中に、非常に大きなテーマでありますけども、SDGsを位置付けいただいて、ほとんど関連付けということをされて非常に意義があることだというふうに思っております。その中で生産者団体・農業者団体としては、県民にいかにかに食料の供給、安定的に安全安心なものを持って行くかというのが必要と思っているのですが、その前提として生産基盤をきちんと確保する或いは基盤評価していくことも、必要だと思っております。前段の柳本委員のご発言にもあったとおりです。そういう意味で農業生産によって重要な課題の一つ、環境問題との関わりがありまして、この5月に国がみどりの食料戦略というのを打ち出されました。それはカーボンオフセットとの関係の中でまとめているわけで、指標もその中に提示されているのですけれども、そういった課題に我々農業団体もどういうふうに取り組んでいくのかというのがこれからの課題だと思っておりますし、またこの食の安全安心、食育にも関わってくるのじゃないかというふうに思っています。そういう価値観は、国連の食料システムサミットで動いているような課題でもあるんですけれども、ぜひ4次計画を検討する中で取り込んでいただいて、議論をしていただけたらなと思っております。これも、三宅委員から、計画5年間ということではいろんな環境変化があるということで、指標等の追加等のご意見は私もそのとおりだと思いますし、また指標についてもですね、例えば0で抑えなければいけない指標もあるかもしれませんが、キャッチアップしていくような指標を設定する場合には、すでに当初策定していた目標が達成されたら、翌年にはそれをレベルアップしていくような仕組みを検討されたらどうかというふうに思いました。

### 【芦田会長】

はい、ありがとうございます。いろいろ建設的なご意見いただきました。続けて三宅先生のご意見も伺いましょうか。

### 【三宅委員】

食の安全安心の方の個別に細かい話ですが、これは部会の方でお話しした方がよろしいでしょうか。

【福永食品安全官】

はい、ありがとうございます。本日は時間の関係もございますので、改めて部会に向けて先生の方から個別にメール等でご意見いただきましたら、次回8月の部会の時には、こちらの準備ができ次第お答えができるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【三宅委員】

そうさせていただきます。

【芦田会長】

ほかございませんでしょうか。

【岩井委員】

前日も申し上げたんですけど、いわゆるフードロスの問題と食の安全安心の問題とどうしてもクロスする部分がありまして、フードロスを削減しようとするとうち持ち帰りが増え、持ち帰られると食中毒の可能性が極めて高くなるということと、その辺のいわゆるフードロス削減と食の安全安心というものの両方を同時考えていくという中で、リスクコミュニケーションの推進の中に食の安全安心に関する食育の推進というのが出ておりますので、そういうところですね、できるだけ、県民の方々が間違った理解をしないような方向に進めていただきたいなという思いがいたしました。よろしくお願いいたします。

【芦田会長】

ありがとうございます。もうお一方どうぞ。

【木村委員】

県の消費者団体の木村です。県としまして、エシカル消費とか食品ロスということでいろいろ考えているんですが、エシカル消費っていうところで地産地消というところをうちの会長も考えておましていろいろ実践しているのですが、地産地消といっても購入するところが少ないんですね。JAさんが直営というところで安心して購入できる場所で大事だなと思ってるんですけども、直売所が少ないです。なかなかそういうことができにくいかなと思うんです。若いお母さん方が特に子育てに大事な食のことも今までいろいろとされているんですが、基本的に高いですね。そうすると輸入に頼ってしまうところがあるので、日本の畜産物、農産物も努力していただいて、できるだけ安く安心して購入できるというかなと思いますのでその辺を各関係の方に努力していただいて消費者が安心して買えるようにしていただければという希望です。

【芦田会長】

ということで、いろんなご意見が出ましたが、私の方から全般的にお願いがあるのですが今の4次計画の骨子に関して、皆様方のご意見を伺っていると、必ずしも諸手を挙げてこれいいですよというご意見ではなかったというふうに思うんですね。その前の段階で三宅先生から非常に大きな宿題があって、先ほども小寺委員の方から行動変容とか柔軟さとかいうのもありますし、なんとなくこれ見ると何かもう一步踏み込んだ具体性がないような気が、個人的にはして、これ、お話を伺っていると某国の首相ののりくらりとした国会答弁のような具体性のないのを思い浮かべてしまいます。実際として、兵庫県としてダメじゃなくて、各自治体が頑張ればいろんなことが起こるわけで、例えば食育の「健康寿命の延伸」などは過去には長野県のピンピンコロリ運動なんていうのがあったわけですね。滋賀県ではかなり健康寿命、寿命延伸の部分でかなり運動されて改善というのがあるので、大きくどんと変容させる部分と具

体性を持っていただければなどというふうには個人的には思う次第です。ぜひ県の方、よろしくお願ひします。そういうことで、大分時間押してますので、次に行きたいと思ひます。はい、伊達委員。

**【伊達委員】**

三宅委員から、今までの計画に縛られているんじゃないかというお話があったと思うんですけども、今回の国の第4次食育推進基本計画の中でも、今までは基本計画というのをそれをやらなければならないと思っていたんですけども、情勢が日々変化しているので、今後食育の状況も変わることも十分考えられるので、基本計画については計画期間終了前であっても必要に応じて見直し、適宜検討できるかが見直しをどんどんしていくということが最後にまとめられていますので、これに沿ってこの部分を兵庫県の第4次にされていると思ひますけど、それはまだ初めてのことなのでギクシャクしているところがあると思ひますけれども、私は前に比べて第4次というのはいよいよ新しい見方や考え方を取り入れてやっていこうというのが積み立てられていると思ひますので、期待したいと考えております。以上です。

**【芦田会長】**

はい。ありがとうございます。まだまだあろうかと思ひますが、時間の制約があり、予定の時間過ぎております。これで議題1は終了させていただきたいと思ひますが、その他の項目を含め事務局から何かございますでしょうか。

**【福永食品安全官】**

はい。それではですね。資料6の今後の策定スケジュール、それと、各部会について若干ご説明させていただきたいと思ひます。資料6をご覧くださいませでしょうか。今後の第4次推進計画の策定スケジュールですけれども、本日、令和3年度7月7日が第1回目の審議会、今後の予定ですが、8月17日火曜日にですね、第1回目の食の安全安心推進部会を午前10時から、それから食育推進部会は午後2時から、それぞれweb形式で開催をさせていただきたいと思ひております。それから9月24日には第2回目の食育推進部会を午後2時から、食の安全安心推進部会は10月12日に開催をさせていただきたいと思ひています。時間はどちらも午後2時からです。コロナも若干落ち着いてくるとは思うんですけども、引き続きweb形式ハイブリッドも含めて開催させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。それと今後スケジュールの中では、おそらく12月ぐらいかなと思ひますが、委員の皆様方のご意見を踏まえて、素案の完成度を高めて、パブリックコメントを開始させていただきたいと思ひております。その結果を踏まえて、令和4年2月ごろに第2回審査会を開催して、第4次推進計画の最終案を皆様方にお諮りし、その後、知事に答申していただき、3月の食の安全安心と食育推進本部会議で、第4次推進計画を策定する予定としております。部会につきましては、委員の皆様は2年目ということでございますので、両推進部会の委員名簿につきましては、お手元の本日の出席委員名簿の右側の方に担当部会名を記載しておりますので、改めてご確認よろしくお願ひいたします。また部会長につきましては、引き続き食の安全安心部会は三宅委員、食育推進部会は伊達委員にお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。

**【芦田会長】**

はい、ありがとうございます。いうことで、この4次計画は今日十分議論できなかったと思ひますが、今後2回あるそれぞれの部会でもっと掘り下げて議論していただいて、ぜひいい素案を作って、それに対してパブコメを実施する形にしたいと思ひます。事務局に進行をお返し

します。

**【源田生活衛生課長】**

芦田会長ありがとうございました。それでは終わりにあたりまして健康福祉部健康局の味木局長よりご挨拶を申し上げます。

**【味木健康局長】**

味木でございます。芦田会長はじめ委員の皆様、本日は様々なご意見ありがとうございました。今年度第4次計画の改定ということでいろいろご意見いただきました。今度の計画は2022年から2026年ということで、この期間中に団塊世代が後期高齢者になるという大きな変革もございますし、またこのコロナ禍の少子化が国の推計では10年持続すると言われております。大きな変革の年でございますのでSDGsやもっといろんな観点を取り入れること、実際に県民の行動変容委員の皆様には引き続き忌憚のないご意見をいただき、まして計画策定にご協力お願いいたします。部会までに何でも気がついたことなどございましたら、どうぞお寄せいただきまして議論をしてよりよいものにしていきたいと思っておりますのでお忙しいとは思いますが、引き続きお願いいたします。また部会長の三宅委員、伊達委員にもご協力をお願いいたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**【源田生活衛生課長】**

それではこれもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。